

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西松屋隼人駅前店

隼人都市計画事業隼人駅前東地区土地区画整理事業地内4街区

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和7年3月5日

### 3 意見の概要

工事作業に当たっては、騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の住環境及び自然環境を損ねることがないように十分留意すること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は責任を持って対処すること。

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外のため届出等は不要である。工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく霧島市教育委員会に連絡すること。